

## 農地保有合理化 法人について

### 【概要】

農地保有合理化法人は、平成5年の農業経営基盤強化促進法で制定されました。遊休農用地などを活用して、効率的かつ安定的な農業経営を総合的に育成するため、事業を行う法人のことです。

これは市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

に位置付けられています。同法第6条第3項の規定に基づき、市町村やJA、農業公社などが認可されています。

### 【役割】

① 農業者個人での取り引きで、農地の使用貸借や売買が解決することが不可能な場合、農地保有の形態を農地保有合理化法人が中間保有し、農用地の再配分をする役割を持ちます。

② 農用地などの流動化及び、未利用農地の活用を促進します。構造政策を目的とした、農地本来のあるべき姿を実現する、代表的な構造政策推進の主体としての役割りを果たしています。

③ 土地利用型農業における担い手不足などに重点をおき、基盤強化法において、農地保有合理化法人の行う事業を拡大し、効率的

かつ安定的な大規模農業経営者を育成する役割りを備えています。

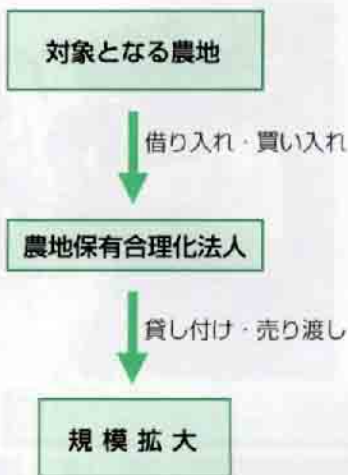
### 【事業内容】

高齢化や後継者不足などで農業経営が困難になった場合に、農用地などを借り入れ、又は買い入れし一定期間保有します。後に、規模拡大や作業効率の向上のために農用地など求める担い手の農業者や、新規就農者へ貸し付け又は売り渡しをします。

### 農業経営困難

### 担い手の農業者

表-1



### 農地保有合理化法人数

都道府県	47
うち県内	1
市町村	161
うち県内	1
JA	395
うち県内	8

行政・農協等さまざまな分野で問題になっています。

遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生だけでなく、不法投棄の要因となるなど、周囲に多大な迷惑を及ぼします。

農地保有合理化法人を積極的に利用し、優良な農地を次世代に引き継ぎましょう。

ら7%まで上昇しています。この問題は、